

2015年3月24日

明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)シンポジウム

## 著作権・表現の自由・刑事罰

文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（平成23～27年度）

情報財の多元的価値と、創作・利用主体の役割を考慮した知的財産法体系の再構築

科学研究費補助金 基盤研究（A）平成23～27年度

「コンテンツの創作・流通・利用主体の利害と著作権法の役割」

### 開会挨拶

中山信弘（明治大学研究・知財戦略機構特任教授）

本日はご多用にもかかわらず、本シンポジウムにご参加いただきまして、誠にありがとうございます。著作権のあることによって、我々は安心して創作をすることができるという側面があります。しかし、他方、著作権によって創作が妨害されるという側面も否定できないと思います。我々は、ゼロから新たな創作物を作り出すことはできません。誰でも先人から何らかの影響を受け、あるいは先人の創作物を利用して自己の表現をしております。自分が他人より遠くを見ることができるのは、人の肩に乗っているからにすぎないといったニュートンの言葉は、含蓄深いものがあると思います。

著作権法では、自己表現に際して、原則として他人の著作物のアイデアは使ってもいいけれども、表現は使ってはいけないということになっております。しかしながら、自己表現に際しまして、必然的に他人の表現を使わざるを得ないという場合も多々ありまして、著作権法30条以下に、他人の表現を使ってもよい場合が多数列举されています。しかし、例外がそれだけで十分かという問題は残ります。今世間を騒がせております「ハイスコアガール事件」は、まさにそのことを考えさせるよい材料になるのだと思います。

20世紀の著作権法学は、著作権法の解釈論が中心であり、例えば憲法で規定されている表現の自由と著作権法の関係といった問題については、あまり議論されてこなかったように思います。しかしながら、近年は、アメリカの影響もありまして、特に若い研究者を中心に、この問題についての関心が高まり、論文も多々出ております。そして、このハイスコアガールは、単に民事だけではなく、刑事の問題についても議論の素材を提供しております。刑事罰というのは劇薬であり、その用法を誤りますと、大変な副作用をもたらします。つまり表現の自由に対する影響は、民事とは比較にならないほど大きく、その威嚇効果、あるいは萎縮効果には甚大なものがあります。従来は、著作権法は憲法上の要請を既に内在化しているものとして立法化されているはずであり、著作権法の解釈論で全てが解決できるはずであるという考え方が中心であったように思います。しかしながら、フェア・

ユースの規定を持たない我が国といたしましては、表現の自由の問題は、著作権法の枠内だけで解決できるものではないように思います。

従いまして、本日は、憲法がご専攻であります神戸大学の木下先生もお呼びしているわけでございます。本日はそのような認識のもとにおきまして、第 1 部では、他人の著作物の利用を巡る著作権侵害の成否につき、表現の自由や今後の創作活動への影響等の観点から議論をいたしまして、第 2 部におきましては、それを基礎にして刑事罰を議論する予定でおります。今日の問題が大変大きいために、いつものシンポジウムとは違いまして、午前と午後を通じた開催となっております。お疲れとは思いますが、最後までよろしくお願いたします。